明日の裁判所を考える懇談会(第3回)協議内容

1. 日時

平成14年6月17日(月)15:00~17:00

2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3. 出席者

(委員:50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員

(最高裁判所)

堀籠幸男事務総長,金築誠志人事局長

[オブザーバー: 濱田邦夫最高裁判所判事, 滝井繁男最高裁判所判事, 小池裕審議官, 山崎敏充秘書·広報課長, 中山隆夫総務局長, 竹崎博允経理局長, 千葉勝美民事·行政局長, 大野市太郎刑事局長, 安倍嘉人家庭局長, 加藤新太郎司法研修所教官]

- 4. 議題(第3回テーマ「裁判官の在り方」)
 - (1)裁判官制度について意見交換
 - (2)今後の懇談会の進め方について
 - (3)次回以降の日程について
- 5. 会議経過
 - (1)意見交換の概要は以下のとおり。

(最高裁)

裁判所としては、この懇談会をできるだけ委員の方々と裁判所との対話の会議としていきたいと考えている。委員の方々からの忌憚のないご意見、ご質問等をいただきたい。今日は、裁判官の在り方について、5つの視点を用意させていただいた。1番目は多様な人材を裁判官に確保するシステム、2番目が裁判官に裁判官以外の多様な

経験をさせるシステム,3番目が専門化,多様化に対応する裁判官を養成するシステム,4番目が裁判官の任命手続へ国民が関与するシステム,5番目が裁判官の評価に関するシステムである。

裁判官に多様な人材を確保するため、弁護士からの任官を進めたいということで、 弁護士会と話合いを進めているが、任官者は1年間で数名にとどまっている状況である。多様な人材の確保のためにどのような方法があるのか、裁判官の均質性と多様 性の要請をどのように調和させるべきかといった点について、ご意見を伺いたい。 (松尾委員)

多様な人材を確保すること自体は非常に大事であると思う。裁判官には,大きなカテゴリーとして判事,判事補,簡易裁判所判事の3つがあるが,その中でも中心となる判事への任官は,あくまでも法曹資格を前提としている。法律上そうなっているのだから,当然と言えば当然だが,それは「多様性」に一つの枠をはめていることにもなる。改革審の意見書も,多様な経験を積ませるべきであると言いながら,「法律専門家として」という枠が付いている。例えば,司法修習生の修習を終えて法曹資格を取得した人が,それから10年間サッカー選手をやった後,判事への任官を申し出たと想定してみよう。試合のない日は毎日法律書と判例集を読んでいたという場合,申し出を拒否する理由があるのだろうか。本当の意味での多様化は,既存の枠も少し超えたところにあるのではないか。

(田中委員)

裁判官としていい仕事をする時期というのは一体どの〈らいあるのか。若い頃はトレーニング期間というのがあって、その後、社会が抱える問題を丸ごと自分で受けとめて判断をするという時期があるのではないか。裁判官として、本当の旬といえる時期が10年間あるとするならば、その旬に至るまでの道は多様であればあるほどいい。日本の裁判所が、多様な専門性を持ち、きちんと判断できる裁判官を補給できないようであれば、本当に判断を要する問題について、ユーザーから日本の裁判所が回避されることになる。そうなると、特に、ナレッジ・ベースト・インダストリー、つまり知識を総合して判定を下し、そこで新しい社会のルールを作っていくという付加価値の高い仕事について、日本の影響力は低下してしまう。裁判所も、お客が来て〈れなければ

意味がないのだから、給源の多様化は、やるかやらないかの問題ではない。やらなければ日本の裁判所は次の時代に判例を残せない。

(松尾委員)

お客がいなくなるという御指摘だが、確かにすでに一部では「裁判の空洞化」というようなことが言われている。問題は、特許事件のような専門性、かつ国際性の濃厚な部分であり、裁判所でも、東京、大阪で専門部をつくるなどの対応は見られるが、さらに進んで専門参審制を採用してはどうかという意見もあるようだ。

(大木委員)

判事補の外部派遣は、判事補が自ら希望して行くのか。派遣される人数が少ないのは、もっと派遣したいが受入れ先がないからなのか、それとも、人手が足りなくて派遣することができないからなのか。また、2週間や4週間という短期間のコースもあるようだが、果たしてそれで経験が積めるのか。

(最高裁)

希望者の中から派遣するということはしていない。また,基本的には裁判の現場から派遣するので,何人派遣できるかについて現場の戦力確保という面は考慮せざるを得ない。また,受入れ側の負担についても,考慮しなければならない。

経験の十分性については、イメージ的に言えば、1年間の派遣は、「民間の風に当たりきった。」、4か月間の派遣は、「民間の空気を吸った。」という感じであるうか。2 週間や3週間の短期コースには、判事補ではなく判事が派遣されている。短期コースは見学型であるが、判事クラスになると、派遣先での説明を鵜呑みにせず、データや証拠を求めたりして、驚かれることもある。私も短期コースで民間研修に行ったことがあるが、そこで働く人たちがどういう気持ちで仕事に取り組んでいるか、頭では分かっていても実感できなかったものを実感できた。民間研修に行くことになると、事前にかなり勉強する上、競争心やコスト意識など、生き残りのために真剣にやっていることを目の当たりにして、みんな行ってよかったと言う。裁判所に戻ってからも、民間での経験を職場で周囲に話してくれるので、効果は大きい。

(大木委員)

受入れ側からすると、裁判官は特別な人だからこの程度でやっておけばよいと考える のではないか。

(最高裁)

受入れ側には、お客さん扱いしないようにお願いしている。

(大木委員)

できるだけ多くの人が派遣されるのがよいが,全員が必ず派遣されるということではないのか。

(最高裁)

長期・短期を合わせれば、平成13年度には42人、平成14年度には45人が派遣されており、一期の半分弱が民間に派遣されている。また、これからは原則として、判事補全員に民間企業に限らず、裁判官の仕事以外の経験をさせることを考えている。

(大谷委員)

多様化には、2通りの意味がある。すなわち、市井と関わり合っていくことと、特許訴訟等で国際的にも競争力のある専門性を高めていくことである。例えば、医学界には、名医といわれる医者が巷にいる一方で、国際的な論文をたくさん書くような医者もいる。そういう意味で、裁判官の留学制度はきちんとできているのか。

(最高裁)

語学試験に合格した者の中から勉強の意欲のある者を選んで,年間二十数名の判事補を,米国を中心に,英独仏等に留学させている。研究テーマは持って行くが,若いときに日本の社会や司法制度を外から見てくるということが主眼になっている。知的財産等の専門訴訟については,各専門分野の研究会を司法研修所で開催したりしているが,専門性を高めるための組織立った体制が十分確立しているとはいえない状況である。ただ,知的財産権の関係は,国際的な観点が不可欠なので,世界的に有名なマックスプランク研究所に派遣したり,米国で毎年開催されるセミナーに出席させるなどしている。

(大谷委員)

裁判官が非常に忙しいというのは分かるが、3年間専門家として海外で研究をし、論文が書けるくらいになって帰ってくるという制度は今あるのか。将来できるのか。裁判官の数が増えてきた場合に、ただ単に事件処理をするというだけでなく、個々の裁判官がゆったりした時間を持ち、国民がものすごく注視している事件について、3年かかるとすると、その間1年くらいは海外で勉強して、その上で日本としての結論を出すというような制度も検討に値するのではないか。

(最高裁)

裁判所では今まで,ゼネラリストとしての裁判官を養成しようとしてきた。裁判官についても,医者の世界と同様,町医者と専門病院の医師の両方が必要とされているのか,意見を伺いたい。

(大谷委員)

著作権等の微妙で高度な判断を求められる案件もあるし、「難病」にも対応してもらえないとニーズには応えられない。日本は、この分野で高い評価を得て欲しい。しかし、その一方で、町医者も必要である。

(松尾委員)

大学でも、3年間留学したいという人が時々いるが、同僚に負担をかけることでもあるので、法学部の場合は、上限は2年ということでコンセンサスが成り立っている。

(最高裁)

裁判官が学者のような勉強をしても、実務に直結するとは限らない。 専門家を養成するとしても、もう少し広い経験を積んだ上での方がよいのではないか。

全国の裁判所総体のニーズとして見れば、非常に専門的な事件を処理できなければならない裁判官が求められることは確かであるが、他方で、普通の一般的な事件を的確に処理できる裁判官が必要なことはいうまでもない。しかし、その双方を1人の裁判官に求めるのは不可能に近い。しかし、裁判所が組織総体として、多様性を持つことはできるのであって、今求められているのはその点であろう。知的財産権、労働、行政事件などの専門性を少し高めた裁判官と、ゼネラリストとしての裁判官と両方必要である。

(平木委員)

カウンセラーも,離婚や虐待の経験がないのにカウンセリングするのはおかしいと言われることがあるが,そうではない。自分の専門的な視点から見えるものに意味があると思っている。問題なのは,法学部に入学しようとする人材が,どういうスクリーニングをされ,どういう教育,訓練を受けているのかということであり,さらに言えば,法学部卒だけを裁判官のリソースとしていてよいかということであろうか。

(田中委員)

法科大学院については、専ら民法、刑法といった基礎法がカリキュラムの大半を占めるような動きがあるが、おかしいと思う。アメリカのロースケールでは、コーポレートファイナンスとかアカウンティング、タックスポリシー等の実務の世界で非常に重要なものが取り込まれており、ほとんどの学生が履修している。日本の法律家で会計学を学んでいる者はほとんどいないのではないか。もっと実務に密着したものにする必要があるのに、我々実務に近い者は、会計学もカリキュラムには入らないであろうと甚だ悲観的である。

(最高裁)

裁判所には、経済問題、社会問題、理科系のものも含めあらゆる問題が事件として持ち込まれるが、そのような問題、事象を予め全部知っていることは不可能であるし、その必要もない。裁判官は、そのような事件が来た際にこれを法的な観点から理解し、整理する能力があればよいのではないか。ゼネラリストとしての裁判官の育成・養成というのは、そのような色々な問題を理解できる総合的な力、法的な思考能力を身につけるということであろう。もっとも、これからは、事件が来てからじっくり勉強してというのではスピードが遅くなるし、判断自体がとんちんかんになるおそれもあるかもしれない。

(田中委員)

例えば,損害賠償における割引現在価値のような考え方は,いつごろから判例として 入ってきたのか。

(最高裁)

昔からある。

企業評価についても、株式評価についても、一般の裁判官が予め勉強していること

は難しい。大きな裁判所で,専門的なことを勉強させ,予め知識を持つ裁判官グループを作っておくことが求められている。

(大木委員)

医療や特許といった分野の専門家を呼んで,学ぶというのはどうか。

(最高裁)

そういった専門的なものについては、鑑定で賄ってきたのが従来である。

(大谷委員)

医療過誤訴訟では,原告は,自分で走り回って鑑定人を探さなければならない。しかし,日本の医学界は特殊で,同僚の悪口は言いた〈ないという医者同士の思いがあり, 鑑定を引き受けてもらえなかったりする。

これまでは、事件が来てから勉強するということで間に合ってきたし、裁判官も十分に頑張ってきたと思うが、これからは、町医者と専門家のブースをそれぞれ用意しておいて、医師や学者と連携してはどうか。さらに、制度としても、全ての事件を三審制でやらなくてもよいのではないか。専門的分野の事件は高裁を第一審としてもよいのではないか。一審の裁判官が難しい知的財産権を一から勉強するというのは多くの事件を抱えている身にとって負担がすぎるのではないか。

(最高裁)

専門的な事件への対応ということでは、おそらく、裁判官と弁護士の役割分担の問題も絡んでくるであろう。双方の弁護士が主張、立証を尽くす中で、裁判官が単なる判断者であるということであれば、ゼネラリストでよいということになろうが、日本の裁判では、弁護士がどこまでの深度で問題点を取り出して主張するか、立証するかということに対応し、裁判官の判断も深さを要求される。今後、弁護士が増加する中で、弁護士の法廷活動はますます充実したものになろうが、それに対して、きちんと判断を示していく、判断過程を判決に表していくことが必要ではないか。単なる判断者ではなく、そういった役割が求められるということになれば、ゼネラリストとしての養成に努める一方で、専門性にも対応できる裁判官を確保していく必要があるのではないか。それが基本的な流れではないかと思っている。

(最高裁)

日本の民事訴訟では、本来、当事者主導で主張、立証が行われるという建前がある が、実際には裁判所主導で審理が行われているのが実情である。平成10年の新民 事訴訟法によって,短期間に争点整理ができるようになり,審理期間はかなり短縮さ れたが、依然として期間が長くて審理がうまくいっていないのが、医事、建築、知的財 産権などの専門訴訟である。これらの専門訴訟については、ゼネラリストがいいのか スペシャリストがいいのかという一般的な問題とは別に、裁判所として明らかに専門 性を高めなければいけない。今、裁判所で考えているのは、専門部、集中部を作って 専門性を高めることである。先ほど,希望者には3年間くらい特定の専門分野につい て外国で研究させてはどうかという話が出たが、知的財産権関係で世界的に権威の あるドイツのマックスプランク研究所に半年間研究に派遣したりしている。半年でどれ だけ深い研究ができるのかという気もするが、彼らは「これで十分だ。」と言っている。 つまり、裁判官の専門性というのは、医者の専門性というのとは違って、専門家の説 明を理解できるだけの素養があればよいということなのだと思う。あとは、法制審で現 在議論されている「専門委員制度」,つまり,専門家に,鑑定という形ではなくて,争点 整理の段階から入ってもらうということで役割分担をしていかざるを得ないのではない か。

(平木委員)

カウンセリングの世界でも,研究の結果がないと実践はできないし,実践しているカウンセラーがその結果を研究者にフィードバックしないと,実践に役立つ研究はしてもらえない。これらをどうつなぐかが私たちの世界でも難しい問題になっているが,やはり研究と実践と実践者に対する教育訓練はきちんと連携しなくてはいけないと思う。

(最高裁)

医者の分野で問題なのは、鑑定書をいくら書いても学者としての評価、業績につながらないということである。そのため鑑定は嫌々ながらやる、仕方なくやるというような感じである。ドイツなどでは、むしろ実践的なものに貢献するということも専門家の責務であり、主任教授になるには鑑定を3つぐらいしなければならないといったスタンスの違いがある。

(平木委員)

教育の実践業績をどのように見るかということが,大学でも課題となっている。以前は 論文の数で業績を見ていて,実践業績のない人が教授になっていた。それはカウン セリングの世界では全〈ナンセンスである。

(最高裁)

法律の分野では,研究者の養成と実務家の養成のプロセスが違っているため,実務 にリンクする学説がなかなか生まれないという問題もあった。

(大谷委員)

国民としては、裁判の分野でも、日本が世界やアジアをリードするような先端を行ってほしいという思いもあるのではないか。私がいた新聞社でも、専門記者を作らなければならないというニーズがあり、専門記者を作ったが、本を読んでばかりいるというようないわば優雅に見える面がある。現場を走り回っている記者からはやっかみ、批判の対象となり、組織の中で葛藤を生じるなど難しい問題はあるが、裁判所としては、そういうことにも応えなければいけない時期に来ているのではないか。

(最高裁)

確かに、そういう時期に来ている。ゼネラリストとスペシャリストを1人の人間が兼ね備えるのは無理なので、そうすると2つのグループができてしまう。現状では、前者は地方の支部でもいいが、後者は大都市の裁判所だけで足りる、ということになり、勤務条件、勤務場所も違ってくるような問題になりかねない。それでやむを得ないと考えるのかどうかという人事的な悩みもある。

医療過誤訴訟で鑑定人(医者)が証人として出廷するのを嫌がる場合が多い理由として,基本的な用語など初歩的なところから根ほり葉ほり聞かれる,しかも時間もかかるということがある。前提の基礎知識については当然のものとして飛ばして,最初からずばり問題点に入れる,少なくともその程度のレベルの専門性までは備えなければならないであろう。

(松尾委員)

スペシャリストの裁判官が増えてきた場合,原則3,4年に1回という現在の転勤の仕組みについてはどうするのか。

(最高裁)

知的財産権や商事関係の裁判官として育てれば,専門部を置ける裁判所はあまり多くないので,東京,大阪だけという問題は出てこよう。

(大谷委員)

新聞社も同じような悩みを抱えている。例えば、医学・化学など科学分野を担当する科学部は、東京と大阪にしかない。そのため基本的に異動がない。今回の司法制度改革で国民が期待しているのは、裁判官の人事、給与などの問題などより、むしろ根本は、今日の議論のように、職業裁判官に国民が何を求めるのかを詰めていく点にあるのではないか。裁判官の人数が増えた場合、それによってできる余裕は、単に1人当たりの持ち事件数が減るといったことではなく、どんな裁判官がどんなことをしてくれますか、という方が、目に見えるような形になるのではないか。

(松尾委員)

外からの感じでは,裁判所は人事の公平をかなり重視しているように見える。ドイツに2年間留学していた人がドイツ語とはあまり関係のない離島に赴任する例もあったようだ。

(最高裁)

知的財産権の専門部の裁判長に、どんな裁判官が専門部の裁判官に適しているかを聞いたことがあるが、知的財産権訴訟の経験がある人と、経験はないが一般的な能力が優れている人とでは、後者を選ぶという人もいる。専門的な事件を処理する上でも、裁判官としてのある程度の幅の広さ、基礎的な能力というものが必要ではないかとの考え方もある。

(最高裁)

裁判官の資質として最も求められるべきは、当事者双方から主張が出てきたときに、どのようにバランスよく公正に双方の主張を評価できるかという点だと思う。そうだとすれば、専門家といってもベースにはゼネラリストとしての資質を備えていなければ裁判官としては失格である。その意味では、知財専門の裁判官を東京、大阪以外の裁判所に転勤させても、裁判官としてベースを育むという面では問題ないと考えており、それほどシビアな問題ではないのではないか。これまでの公平な人事という大きな流れに、少し専門的な養成を加えていくということではないか。

(松尾委員)

これまで裁判所では、裁判官については、選抜するとか区別するという意識は少なかったのではないかと思う。今回の改革審の意見書では、高い質の裁判官を確保するとか、実質的な選考を行うといっているが、これは、従来の方針に対して変化を求めていることになるのだろうか。判事補の採用についても、年々希望者数と採用者数がほぼ同じという一種の「予定調和的な現象」があったと思うが、これからは希望者数が採用者数を大きく上回るということが起こることになるのだろうか。

(最高裁)

裁判所としては、たくさんの希望者の中から厳選できる方がよい。これまでも、採用の時点で100点満点の人を採用しているというわけではなく、仕事や勉強を通じて十分良い裁判官になるだろうといった将来性も見ながら採用してきたわけだが、今後、修習生が増えて、こちらが厳選できるような状況になることをむしろ期待している。

(平木委員)

弁護士任官が少ないとのことであるが、その理由は何なのか。

(最高裁)

裁判官になってもらいたい能力のある弁護士は,既にかなりの地盤や地位を築いて顧客もたくさんいるという状況であり,現在は7,8割が弁護士1人でやっている事務所であるため,任官するためには,顧客をすべて手放し,事務員も解雇して,事務所を閉じないといけない。また,両当事者の意見を聴いた上で証拠に照らして判断するという裁判官の仕事は,依頼人の立場に立って一方向から主張,立証するという弁護士の仕事とは大きく異なり,その辺りに不安を感じるといった2点が主な原因ではないかといわれている。前者については,これから大規模事務所や法人化で任官しやすい環境にはなっていくと思われる。

(大谷委員)

裁判官の男女比率はどうか。

(最高裁)

女性の判事・判事補は全体の15%〈らいである。判事補だけなら2~3割で,修習生の中での女性の割合より多い。

(最高裁)

今後,裁判官の評価が透明な手続で行われ,裁判官の任命についても指名諮問委員会が設置されれば,再任の際に引っかかって〈る人が従来よりも増えるのではないかと思っているが,裁判官の評価や指名諮問委員会のあり方について,ご意見を伺いたい。

(大谷委員)

地裁段階で地域の声を反映させるということが司法制度改革の議論の中で出てきているが、どういう形で反映させるというのか些か疑問に思っている。裁判官の評価というのは、裁判に負けた人は絶対に良くは言わないので、難しい面があるからである。『裁判官 Who's Who』という弁護士が勝手に裁判官に評価を加えたような本が売れているようだ。これは、裁判官がベールに包まれていて、国民からすると見えないので、見たくなるという人間の心理のあらわれではないかと思うが、取材してみたところとは印象が大きく異なる。裁判官についてそういう情報だけが一方的に流れていってよいのかという危惧がある。「我々のやるべき仕事は判決を出して国民の期待に応えていけばよいのであって、それに尽きる。」と裁判所は考えているのであろうが、もう少し、広報をきちんとやっていく必要はないのかという思いもある。

(松尾委員)

前回の配付資料の中に,西日本新聞が福岡地家裁の裁判官を取材して連載したシリーズ記事があった。地域とのつながりというのは裁判所にとって微妙な問題だと思うが,一人一人の裁判官が丁寧に紹介されるのは良いことであろう。例えば,新しく配属された裁判官について裁判所が報道機関などに説明し,それが自然と地域に伝わっていくというというような情報伝達のしかたも,今後一つの方法として考えられるのではないか。

(大木委員)

裁判官の評価については、密室ではなくオープンにすべきで、第三者機関が入るのがよいと思う。大事なのは、評価の結果を本人にきちんと説明すること、本人が不服を申し立てた場合に再審査するシステムを設けること、評価した人も第三者機関から見られているということで、真剣に評価するようになるということだと思う。

(最高裁)

裁判官の任命については、これから外部の人も入った委員会ができることになると思われる。人事評価については、現在、外部の人も入った委員会で検討しているが、本人開示については、その方向で結論が出よう。しかし、裁判官の評価は、評価の物差しがはっきりしないので難しい。適正な手続をしているか、説得力のある判断をしているか、という点を中心に評価されるべきであろうが、裁判の中身まで入ってしまうと裁判官の独立という面から問題がある。人気投票まがいのものになってはならないのは当然である。ただ、裁判官の中には、非常に優秀で様々なことが適切にできる人と、そうでない人がいるのは否定できない。

(田中委員)

我々の場合は,評価基準として,取材力とか構成力とか筆力といったものがあるが, そういうことは挙げられるのではないか。

(最高裁)

裁判官に必要な資質,能力を列挙すると際限ない。そこで,主に必要となる能力で評価せざるを得ないが,例えば,事件を適切に進行させる能力とは何か,誰がどう判断するのかといった問題がある。長い間見ていれば,だいたいの能力は分かるが,1つの事件処理だけでは決められないし,一つ一つ点数を付けるのはなかなか難しい。(大谷委員)

「裁判官は,転勤が近づくと事件の処理を急いでしまう。」などといった特異な情報だけが国民の目に触れてくるという状況は,国民にとっても,裁判所にとっても残念なことである。当事者からすれば,じっくり時間をかけて双方の言い分を聴いてくれる裁判官が良い裁判官だと思っているが,裁判所内では事件処理が迅速な裁判官の方が評価されるという情報だけが伝わると,随分違うんだなという思いしか残らない。裁判所がどうすれば実態を知ってもらえるのかということは,非常に難しいテーマである。(最高裁)

1回1回の評価に外部の意見を取り入れるのは難しいが,その積み重ねの中で,その裁判官がどういうことをしてきたか,例えば10年間の実績を見て,再任するかどうかを判断する際に,外部の人にも入ってもらうという形がよいのではないかと考えて

いる。これまで民事裁判が長くなっていたのは、争点整理をしないまま審理を行い、 当事者から証拠申請があれば何でも採用していたからである。このような裁判官は、 当事者にとっては何でも聴いてくれるということで評判は良いかもしれないが、それで は裁判が長くかかるという問題はいつまで経っても解決しないことにもなる。問題とな る点はよく聴くが、時間は余り長くならないように努力しているのであり、これらは両立 できるし、両立させなければならない。

(最高裁)

人事当局は、これまでもきちんと公正にやってきたという自負があると思う。それ故、外部におかしな情報が流れても、歯牙にもかけないという面があったと思われる。今後、指名諮問委員会ができれば、間接的ではあるが、適切に評価が行われていることが分かるだろう。また、マスコミも、情報が実態を反映したものであるかどうか、適切に分析し、見極める目をもって報道して〈れればと期待している。

(最高裁)

裁判によっては、国民から見て不人気と思われる判断をせざるを得ないこともある。 マスコミの人が「優れた判決だと自分も思った。」と口では言いながら、記事を見ると、 反人間的な判断をしたかのように書かれていたケースもあった。そういう意見が、直 接評価に反映してしまうというのは問題ではないか。

(松尾委員)

これまでの裁判官は、制度上非常にはっきりした輪郭を持つ、いわば憲法上の裁判官としてだけ考えられてきた。しかし、例えば、いわゆる触法精神障害者の関係で、医師が入って合議体を作るという案が国会に提出されるようだが、この医師は、憲法上の裁判官ではないだろう。このように、今後は、ドイツの試用裁判官がそうであるように、身分保障を受けない、つまり憲法の予定しない形の裁判官というのも出てくることになるのではなかろうか。

(最高裁)

現在のところ,判事,判事補,簡裁判事はすべて憲法上の裁判官として同様の扱いをしなければならない。将来は,憲法上の裁判官と憲法上の裁判官でない人が,どう

やって我が国の司法を担っていくのかという問題として考えられていくのではないかと 思う。

(松尾委員)

やや極端な想定ではあるが、「判事補」の期間は憲法上の裁判官ではないという考え 方がとられるようになれば、これまで提起されている問題点のかなりの部分は解消さ れるのではないかと思われる。

(最高裁)

裁判官の任期など,様々なことが憲法で決められており,それに縛られて制度設計を する際にやりに〈いという面はある。

(2)今後の懇談会の進め方

第4回以降のテーマについては、委員の意見を踏まえながら調整する。

(3)次回以降の日程

第4回:平成14年7月22日(月)午後3時~5時

第5回: 平成14年9月30日(月)午後3時~5時

第6回: 平成14年11月27日(水)午後3時~5時

第7回: 平成15年1月29日(水)午後3時~5時